

2019年度 第1期試験 民事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、当事者の確定、訴えの利益、裁判所の訴訟行為、訴訟上の相殺、訴状審査、弁論主義、証明度、訴えの取下げ、既判力、通常共同訴訟等であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。設問の中には、例えば設問5のように、一見すると細かな知識を問うているように見えるものがあるが、訴状審査が裁判長の行う点検であること、判決が裁判所で行う判断であり、その中に訴訟判決が含まれることを理解していれば、訴状審査における裁判長の判断だけで、当事者適格を欠くとして訴状却下することの不合理性に気づくはずである。

受験生には、普段の学習で原理原則及び基礎的知識の習得に努めるだけでなく、短答式試験に取り組む際にも、これらをもとに自ら考えて解く姿勢を求めたい。

2019 年度 第 1 期試験 刑事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

刑事訴訟法の各分野から 10 問出題した。第 1 問は最近の刑事訴訟法の改正、第 2 問、第 3 問は刑事訴訟に登場する被害者及び捜査機関につき問うものである。第 4 問から第 6 問は捜査における諸手続、第 7 問から第 10 問は公判及び証拠の諸問題につき問うものである。

これらは、学部の授業や教科書で取り上げられる基本的事項がほとんどであるが、一部に最近の新たな制度や判例について問うている。

刑事訴訟法の学習においては、単に細かな知識を覚えるのではなく、真実発見と人権保障の調和という大きな原則を踏まえた刑事訴訟法を貫く基本的な理念に基づいて、各規定を理解することが重要であり、さらに、最近盛んに行われる制度改正や新たな判例の出現にも関心をもつことが求められる。そのような学習を積み重ねてきた者であれば、正しく解答できる問題を出題した。

2019 年度 第 2 期試験 民事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

第 1 期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、訴訟と非訟、当事者の訴訟行為と信義則・権利濫用、当事者の能力、裁判上の自白、責問権の放棄、証拠、判決の効力、請求の併合、固有必要的共同訴訟、訴訟承継等であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。基礎的な知識の中には、重要判例を含むのは当然であるが、反対に、重要性が劣るもの、単なる事例判決のようなものは出題していない。受験生には、普段の学習で重要判例を含む基礎的な知識の習得に努めてもらいたい。

2019年度 第2期試験 刑事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。第1問は逮捕、第2問は勾留、第3問は搜索等に関する問題であり、捜査機関、裁判所等の逮捕、勾留、搜索等について刑事訴訟法の条文、基礎知識があれば容易に解答が可能である。第4問は弁護人の接見交通権に関する問題であり、被疑者・被告人の重要な権利であるので、出題した。

第5問は公判前整理手続に関する問題である。公判前整理手続の概要を理解しているか確認するために出題した。第6問は公訴提起、第7問は訴因の特定に関する問題であり、公訴提起の効果、起訴状の記載方法、訴因の特定などについて、刑事訴訟法の条文、基礎知識を問うものである。

第8問は自白に関する問題であり、不任意自白、自白の証拠能力、証明力に関する理解を問うものである。第9問は伝聞法則の問題であり、その趣旨、適用場面に関する理解を問うものである。第10問は判決の効力等に関する問題であり、刑事訴訟法の条文、基礎知識を問うものである。

刑事訴訟法は手続法であり、手続の流れの中で、裁判所・検察官・弁護人・被告人という当事者がいかなる関与をするか、いかなる権利・義務を有するか、などをきちんと理解することが必要である。本短答問題では、受験者が、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的事項をしっかりと理解しているかどうかを確認するために出題した。

2019 年度 第 3 期試験 民事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第 1 期試験、第 2 期試験と同様である。出題分野は、当事者、処分権主義、土地境界確定訴訟、弁論の分離、積明、書証、訴訟上の和解、既判力、訴訟承継、控訴の利益等であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。土地境界確定訴訟の設問を解くに当たり、判例の知識が必要であるが、いずれも教科書に掲載されている基本的な判例であり、この程度の理解は不可欠なものと考えている。

【出題の趣旨】

刑事訴訟法は手続法であり、刑事訴訟手続の流れを理解した上で各規定が手続のどの段階でどのように具体的に適用されるかを理解していなければならない。本短答問題では、具体的事例を設定した上で手続の各段階に問を設けたが、これは、受験者が、刑事訴訟法の規定とその趣旨、重要判例等の基礎知識を刑事訴訟手続の流れに沿って的確に理解し、かつ、具体的事例への当てはめも適切にできるかどうかを確認するためである。各問いずれも、細かな条文の知識を問うものではなく、上記基礎知識を十分理解さえしていれば、正解に到達できる問題である。

問1は職務質問及び所持品検査の性質、要件、限界等を、問2は現行犯逮捕の性質、要件、憲法の規定との適合性等を、問3は強制採尿の要件、方法等を、問4は捜索における押収物と被疑事実との関連性の有無、捜索すべき場所の範囲、任意提出権者の範囲等を、問5は強制処分か任意処分かの区別を、問6は取調べの限界等を、それぞれ問う問題である。いずれも捜査に関する基本的な事項について、上記基礎知識に基づき、設例を的確に把握すれば、正解が可能である。

問7は検察官の起訴不起訴及び少年事件に関する権限を問う問題で、公訴提起に関する基礎知識及び基本原則並びに少年の刑事手続に関するごく基礎的な知識に基づき、設例を的確に把握すれば、正解が可能である。

問8は、直接的には設例において考えられる弁護人の防御方法を問うているが、実質的には自白に関する問題で自白の任意性及び信用性の基本的な意義を理解していれば、正解が可能である。

問9は伝聞法則の問題で、設例中の証人尋問に基づき、伝聞証拠の意義、伝聞例外規定等に関する基本的理解を問うており、これらを正確に理解していれば正解が可能である。

問10は、終局裁判をテーマとしつつ、一審の有罪判決の基本的な内容、証明の程度、検察官の無罪判決に対する上訴の合憲性等を多角的に問う問題であるが、これらの事項に関する基礎知識があれば、正解が可能である。

2019 年度 第 4 期試験 民事訴訟法（短答）

【出題の趣旨】

今期においても、基本的な知識と思考力を問う問題を出題した。また、特定の分野に偏ることなく、幅広い領域からの出題を心がけた。管轄、訴訟代理、訴訟要件、準備書面、主張責任、私文書の成立の真正、判決、既判力、必要的共同訴訟、訴訟参加等の各分野から、第 3 期までの問題との重複を避けつつ出題した。いずれも民事訴訟法典の規定内容や、民事訴訟法の基本的理解に関わる問題を取り上げている。私文書の成立の真正などは難易度の高い論点であるが、重要論点であるので、選択肢を工夫することにより出題した。

【出題の趣旨】

第 4 期までと同様に、知識の偏重を避け、また、特殊な理論を固執することなく、幅広い分野から出題した。第三者の訴訟担当、訴訟物、当事者の意見を求める場合の横断的理解、攻撃防御方法の提出時期、自白、証明責任、確認の訴え、同時審判の申出のある共同訴訟、補助参加、上訴等に関わる領域を取り上げている。また、これまでの出題内容との重複しないように心がけた点も、第 4 期までと同様である。旧訴訟物理論に関する記述内容を検討してもらった問題なども存在するが、理論の基本を理解し、かつ、合理的な思考を行えば解答できるような出題としている。

【出題の趣旨】

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。第1問、第2問は刑事訴訟法全体、第3問、第4問は捜査、第5問から第9問は公判及び証拠、第10問は上訴・再審につき問うものである。

これらは、学部の授業や教科書で取り上げられる判例、学説などの基本的事項を中心としている。刑事訴訟法の学習においては、単に細かな知識を覚えるのではなく、真実発見と人権保障の調和という大きな原則を踏まえた刑事訴訟法を貫く基本的な理念に基づいて、諸規定を理解することが重要である。また、最近盛んに行われる制度改正や新たな判例の出現にも関心をもつことが求められる。そのような学習を積み重ねてきたものであれば、正しく解答できる問題を出題した。